

区民委員会説明資料

令和8年6月5日

件 名

- 1 報告第13号 専決処分した事件の報告及び承認について 2

(区 民 部)

件名	専決処分した事件の報告及び承認について
所管部課名	区民部課税課
内容	<p>1 条例の名称（専決処分した事件） 足立区特別区税条例</p> <p>2 改正理由 「地方税法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、足立区特別区税条例の一部を改正する必要があるが生じた。 本改正は、国の法令改正に伴うもので区に裁量の余地がなく、法の施行日が令和8年4月1日であり早急な改正が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものである。</p> <p>3 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） (1) 軽自動車税環境性能割^{*1}が令和8年3月31日をもって廃止となるため、規定の整備を行う。 ア 軽自動車税環境性能割に関する条項を削除する。 イ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の「軽自動車税種別割^{*2}」を「軽自動車税」とする。 ウ なお、当該減収分について、令和8年度においては国から補填がされる予定である。 ※1 軽自動車税環境性能割とは、軽自動車を取得する際に課される特別区税である。 ※2 軽自動車税種別割とは、毎年4月1日現在の軽自動車等を所有する方に課される特別区税である。</p> <p>(2) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）[*]の適用期限を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間延長する。 ※ グリーン化特例（軽課）とは、排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対して、それらの性能に応じて、軽自動車税を軽減する制度である。</p> <p>4 実施年月日 (1) 専決処分日 令和8年4月1日 (2) 条例公布日 令和8年4月1日 (3) 条例施行日 令和8年4月1日</p> <p>5 今後の方針 今後も法令に基づき適切に対応していく。</p>

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>
<p>第1条～第36条の14（省略）</p>	<p>第1条～第36条の14（現行のとおり）</p>
<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>	<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>
<p>第37条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</p>	<p>第37条 軽自動車税は、 、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に課する。</p>
<p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p>	
<p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p>	<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p>
<p>（軽自動車税のみならず課税）</p>	<p>（軽自動車税のみならず課税）</p>
<p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>
<p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその</p>	<p>（削除）</p>

改正前	改正後
<p>販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p>	
<p>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p>	(削除)
<p>第38条の2～第38条の3（省略）</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p>	第38条の2～第38条の3（現行のとおり）
<p>第38条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>（環境性能割の税率）</p>	(削除)
<p>第38条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>（環境性能割の徴収の方法）</p>	(削除)
<p>第38条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければ</p>	(削除)

改正前	改正後
<p>ならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p>	
<p>第38条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上</p> <p>以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p>	(削除)
<p>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p>	
<p>第38条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	(削除)
<p>2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p>	
<p>第38条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p>	(削除)
<p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割)の税率)</p>	(軽自動車税)の税率)
<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット</p>

改正前	改正後
<p>以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>	<p>以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>
<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p>	<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>(i) 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>(ii) 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p>

改正前	改正後
<p>イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (イ) その他のもの 年額 5,900円 (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(種別割)の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>第41条 (省略)</p> <p>(種別割)の徴収の方法)</p> <p>第42条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割)に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書</p>	<p>イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (イ) その他のもの 年額 5,900円 (3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(軽自動車税)の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>第41条 (現行のとおり)</p> <p>(軽自動車税)の徴収の方法)</p> <p>第42条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税)に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書</p>

改正前	改正後
<p>を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第38条第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無</p> <p>(4) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事項 (種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第44条 軽自動車等の所有者等又は第38条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有</p>	<p>を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第38条第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無</p> <p>(4) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事項 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第44条 軽自動車等の所有者等又は第38条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、区長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有</p>

改正前	改正後
<p>者等となった者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（区長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>者等となった者は、区長に対し、第43条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（区長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>2 法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。</p>	<p>2 法第445条又は第38条の2第1号、第38条の3若しくは第37条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第38条の2第1号、第38条の3若しくは第37条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。</p>
<p>3 第38条の2第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車または小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>	<p>3 第38条の2第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>
<p>4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める場合を除き、営業者1人について1枚とする。</p>	<p>4 前項の規定に基づく標識の交付は、区長が特別の理由があると認める場合を除き、営業者1人について1枚とする。</p>
<p>5 区長は、第1項または第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。</p>	<p>5 区長は、第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。</p>
<p>6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p>	<p>6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>7 第1項、第2項または第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項または第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車または小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。</p>	<p>7 第1項、第2項又は 第5項の規定により交付を受けた標識は、次項又は 第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は 小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。</p>
<p>8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>8 第1項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、区長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>9 第2項または第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車または 小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しないこととなったとき、または当該原動機付自転車または小型特殊自動車を所有しないこととなったとき若しくは当該原動機付自転車または 小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>9 第2項又は 第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなったとき又は 当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>11 第1項、第2項、第3項または第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは亡失し、またはま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損または亡失がその者の故意または過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。</p>	<p>11 第1項、第2項、第3項又は 第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは亡失し、又は ま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は 亡失がその者の故意又は 過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。</p>
<p>12 第1項、第2項、第3項または第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、または不正使用してはならない。 (種別割の減免)</p>	<p>12 第1項、第2項、第3項又は 第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は 不正使用してはならない。 (軽自動車税の減免)</p>
<p>第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免することができる。</p>	<p>第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>（身体障害者等に対する種別割の減免）</p>	<p>(1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となった者</p> <p>(2) 生活保護法により扶助を受ける者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）</p>
<p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者</p>	<p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者</p>

改正前	改正後
<p>が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>第47条～第66条（省略） 付 則 第1条～第4条の3（省略）</p>	<p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>第47条～第66条（現行のとおり） 付 則 第1条～第4条の3（現行のとおり）</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	
<p>第4条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2</p>	<p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例）</p>	<p>（削除）</p>
<p>第4条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項の</p>	<p>（削除）</p>

改正前	改正後									
<p>規定の適用を受けるべき軽自動車は、第38条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車とする。</p>										
<p>2 当分の間、第38条の2の規定は軽自動車税の環境性能割について適用しない。</p>										
<p>3 区長は、当分の間、第38条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>										
<p>第4条の6 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p>	(削除)									
<p>第4条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	(削除)									
<p>第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(削除)									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	(軽自動車税の税率の特例)									
<p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽</p>	<p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽</p>									

改正前	改正後
<p>割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第6条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>(軽自動車税のの賦課徴収の特例) 第6条 区長は、軽自動車税のの賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。</p>	<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税のの額について不足額があることを第40条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税のに関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税のの額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

改正前	改正後
第6条の2～第17条（省略）	<p>第6条の2～第17条（現行のとおり）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。 （足立区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第3条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第44号）の一部を次のように改正する。 付則第5条中「の種別割」を削る。</p>

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第44号）の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前			改正後		
付 則（平成26年7月1日条例第44号）			付 則（平成26年7月1日条例第44号）		
第1条～第4条（省略）			第1条～第4条（現行のとおり）		
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る足立区特別区税条例第39条及び付則第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る足立区特別区税条例第39条及び付則第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第39条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第39条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第39条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円	第39条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
(i)	10,800円	7,200円	(i)	10,800円	7,200円
第39条第1項第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円	第39条第1項第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円
(ii)	5,000円	4,000円	(ii)	5,000円	4,000円
付則第5条第1項	第39条	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第44号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条	付則第5条第1項	第39条	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第44号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条
付則第5条第1項の表第1項第2号ア(イ)の項	第1項第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定	付則第5条第1項の表第1項第2号ア(イ)の項	第1項第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定

改正前			改正後		
		により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(イ)			により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
付則第5条第1項の表第1項第2号ア(ウ)(i)の項	第1項第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ)(i)	付則第5条第1項の表第1項第2号ア(ウ)(i)の項	第1項第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
付則第5条第1項の表第1項第2号ア(ウ)(ii)の項	第1項第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ)(ii)	付則第5条第1項の表第1項第2号ア(ウ)(ii)の項	第1項第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第39条第1項第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円